

第4号議案

定款変更

第12条 この法人に次の役員を置く。

2 理事のうち、1人を理事長、2人以上を副理事長、1人以上を専務理事とする。

変更

2 理事のうち、1人を理事長、1人以上を副理事長、1人以上を専務理事とする。

第19条 この法人に、部会長、事務局長その他の職員を置く。

変更

第19条 この法人に、部会長、事務局長、会計その他の職員を置く。